

## 業種別格付方法「保証会社」の見直しにつき意見募集

株式会社日本格付研究所（JCR）では、業種別格付方法「保証会社」の見直しを検討していますので、以下のとおりその概要をお知らせするとともに、格付方法の案に対する意見を募集します。

### 1. 概要

JCRでは、業種別格付方法「保証会社」を別紙に掲げるとおり見直すことを検討している。記述内容を変更するとともに、重視する指標を一部見直すことなどで、格付の透明性をより高めることが目的である。

### 2. 今後の予定

JCRでは本件に関する意見募集を行う。意見は10月22日までJCRウェブサイトの『お問い合わせ』コーナーへのメールで受け付ける。その後1,2ヵ月程度をかけ格付方法として確定させる予定である。なお、既存の個別格付で見直しが必要となるものはない見通しである。

(担当) 阪口 健吾・松澤 弘太

### ■留意事項

本文書に記載された情報は、JCRが、発行体および正確で信頼すべき情報源から入手したものです。ただし、当該情報には、人為的、機械的、またはその他の事由による誤りが存在する可能性があります。したがって、JCRは、明示的であると黙示的であると問わず、当該情報の正確性、結果、的確性、適時性、完全性、市場性、特定の目的への適合性について、一切表明保証するものではなく、また、JCRは、当該情報の誤り、遺漏、または当該情報を使用した結果について、一切責任を負いません。JCRは、いかなる状況においても、当該情報のあらゆる使用から生じうる、機会損失、金銭的損失を含むあらゆる種類の、特別損害、間接損害、付随的損害、派生的損害について、契約責任、不法行為責任、無過失責任その他責任原因のいかんを問わず、また、当該損害が予見可能であると予見不可能であると問わず、一切責任を負いません。また、JCRの格付は意見の表明であって、事実の表明ではなく、信用リスクの判断や個別の債券、コマーシャルペーパー等の購入、売却、保有の意思決定に関して何らの推奨をするものでもありません。JCRの格付は、情報の変更、情報の不足その他の事由により変更、中断、または撤回されることがあります。格付は原則として発行体より手数料をいただいて行っております。JCRの格付データを含め、本文書に係る一切の権利は、JCRが保有しています。JCRの格付データを含め、本文書の一部または全部を問わず、JCRに無断で複製、翻案、改変等を行うことは禁じられています。

### ■NRSRO登録状況

JCRは、米国証券取引委員会が定めるNRSRO（Nationally Recognized Statistical Rating Organization）の5つの信用格付クラスのうち、以下の4クラスに登録しています。(1)金融機関、ブローカー・ディーラー、(2)保険会社、(3)一般事業法人、(4)政府・地方自治体。

### ■本件に関するお問い合わせ先

情報サービス部 TEL：03-3544-7013 FAX：03-3544-7026

株式会社 日本格付研究所

Japan Credit Rating Agency, Ltd.  
信用格付業者 金融庁長官（格付）第1号

〒104-0061 東京都中央区銀座5-15-8 時事通信ビル

## 意見募集案

### 業種別格付方法

## 【保証会社】

本格付方法は、主に国内で個人向けに有担保保証、無担保保証を行う保証会社を対象とする。クレジットカード会社、信販会社、消費者金融会社なども個人向けローンの保証業務を行っているが、それらの会社については本格付方法の対象とはしていない。

## 1. 事業基盤

### (1) 産業の特性

#### ① 市場規模・市場成長性

保証会社の主な業務は、住宅ローンを中心とした有担保ローンの保証と、カードローンや教育ローンなどの無担保ローンの保証である。銀行などの金融機関からローンを借り入れる債務者の保証人となり、その対価として受領する保証料を主な収益源としている。

保証対象となる金融機関の住宅ローンやカードローン等の残高は増加が続いている。保証残高の多くを住宅ローンが占めており、長期かつストック性の強いビジネスと言えることから、市場が急速に縮小する可能性は低い。ただし、人口減少などを踏まえるとローン保証市場の長期的な成長には限界があると考えられる。住宅ローンについては、近年は保証を付さないプロパーローンを取り扱う金融機関が増えていることから、その動向に留意する。

#### ② 競合状況

保証会社の保証は通常、金融機関の提供するローンにあらかじめ付されていることから、ローンの利用者が自由に保証会社を選択することはない。また、ローンを提供している金融機関は自社系列の保証会社を優先的に利用することが多い。このため、ローンの利用時における金融機関の選択に比べて保証会社間の厳しい競合は起こりにくい。

もともと、商品性の違いなどを背景として、金融機関系列か独立系かを問わず、保証会社間の競合、さらにはクレジットカード会社や信販会社を含めた競合が存在する。独立系の保証会社においては、金融機関系列の保証会社では採りあげられなかった顧客層を対象とすることが多い傾向にあるが、金融機関系列の保証会社がターゲットとする顧客層への保証も拡大している。

### ③ 取引安定性

保証会社の取引安定性は高い。特に住宅ローンの保証期間は長期にわたる。金利の状況などによってローンの借り換えが発生し、契約期間満了までの保証料を受領できない場合もあるが、一般的には返済期間の満了まで保証会社に変更されることはなく、取引が継続する可能性は高い。

### ④ 保護・規制

保証会社に対する規制や監督官庁は存在しないものの、保証業務は金融機関の貸出業務の一部を補完する位置づけにあることから、金融機関に対する規制や監督、およびそれらに基づく金融機関の貸出スタンスなどの影響を間接的に受けやすい点に留意する。

## (2) 市場地位・競争力

保証会社の市場地位・競争力は、中長期的な収益の安定性を確保する上で重要である。価格競争力、審査や商品の対応力などが市場地位・競争力を左右する。

市場地位・競争力の評価においては、保証件数や保証残高、取扱件数や取扱高の大小、成長性・安定性などを確認する。これらは提携している金融機関に左右されることから、提携先の規模や先数、保証の利用状況にも注目する。金融機関系列の保証会社においては、主に設立母体である金融機関の顧客を対象としており、母体である金融機関における保証会社の位置づけに加え、金融機関自体の市場地位・競争力および、金融機関の地盤である地域の経済事情や顧客特性なども参考にする。

金融機関が保証会社を選択する上では、保証料率は大きな決め手になり得るが、それだけでなく、審査や商品の対応力を高めることも重要である。対応力については、審査スピードの向上、個別案件の精査などで審査にかかる対応力の向上に取り組んでいるか、利用者や金融機関のニーズに合った商品対応力を有するか、などを評価する。

## (3) 経営戦略・ガバナンス

経営戦略とガバナンスは、事業基盤の方向性を左右する要素であり、財務基盤にも影響を及ぼす。経営戦略については、事業環境の変化を踏まえた戦略を策定し、遂行できているかを評価する。また、リスクテイク方針を確認した上で、リスクとリターンのバランスに留意しているかに注目する。ガバナンスについては、取締役会などの企業統治体制、経営管理体制、リスクマネジメントやコンプライアンスといった内部統制などの状況を確認する。

## 2. 財務基盤

### (1) 収益力

収益力の分析においては、利益の水準やその安定性のほか、収益性、経費効率を確認する。利益の評価については経常利益を重視する。保証会社は受け取る保証料の範囲内で事業運営費用や与信費用をまかなう必要がある。保証料率は、これらの費用に対して余裕のある水準となっていることが望ましい。住宅ローンなどの有担保ローンは最終的な損失が小さくなりやすい一方、保証料率は低くなる。リスクテイクの度合いによって収益性に差が生じることもあり、有担保と無担保の構成なども踏まえ、与信費

用控除前および控除後の両面から分析する。保証料以外に収入がある場合には、その収益貢献度や安定性を確認する。

収益性についてはROAに注目する。分子には経常利益を、分母には総資産に保証残高を加えた合計額を用いる。

経費効率の観点ではOHRに注目する。保証業務は、設備投資やシステム等に大規模な投資が必要ないことが多いため、OHRが低位になりやすい。定性面では、多数のローン審査申込に対し、デジタル化の推進などで効率的な処理ができる態勢が構築されているかを確認する。

#### (重視する指標)

- 経常利益、与信費用控除前経常利益
- ROA
- 保証料率
- OHR（与信費用を除く販売費および一般管理費÷営業収益）

## (2) 資産の質

資産の質の劣化は与信費用の増加に直結し、ひいては経営の悪化に繋がる。資産の質の分析においては、保証残高対比の与信費用や期間損益対比の与信費用などを確認するほか、延滞や代位弁済の発生状況、担保の有無、回収や償却の状況、求償債権や延滞債権に対する引当の充分性などを評価する。住宅ローンは自宅が担保となるため、返済に対するインセンティブが強く働くことから、延滞率や代位弁済率は無担保ローンよりも低くなりやすい。このような商品特性も踏まえて指標を分析する。また、住宅ローンは返済期間が長く、期間満了までの経済状況や失業率といった環境変化の不確実性に伴うリスクが大きくなりやすい点に留意する。

保証ポートフォリオについても、債務者の属性や地域といった分散・集中度合いなどの分析を行う。

1件当たりの保証残高は小口分散しており、法人向け融資の割合が高い銀行などに比べて与信集中リスクは小さい。

定性面では、与信方針、管理回収の体制などを確認する。回収については、金融機関に対し、求償権発生時に当該顧客の情報を速やかに入手し、回収手続きを迅速に進められるような緊密な関係を構築できているかに注目する。

前受けした保証料は、将来にわたる事業運営費用や繰り上げ返済時の返戻金の原資となるため、前受保証料を運用している場合には、運用の収益性以上に安全性、健全性を重視する。元本の毀損を抑制するために信用力が高く、価格変動リスクの小さい資産を中心に運用しているかを確認する。

#### (重視する指標)

- 延滞率、代位弁済率、回収率、償却率
- 引当率
- 保証残高対比の与信費用、期間損益対比の与信費用

### (3) 資本充実度

保証期間は住宅ローンのように長期にわたることもあり、その間の環境変化なども踏まえると損失に対するリスクバッファとして資本充実度は重要である。評価にあたっては自己資本比率や資本の絶対額に注目する。自己資本比率の算出においては、分母に保証残高を加えたものを用いる。分子となる自己資本については、保証会社では、発生し得る損失に備えて債務保証損失引当金を計上することが一般的であり、これを広義のバッファとして自己資本に加える。可能な範囲で、銀行等が規制上の自己資本比率を算出する際のリスクアセットベースの自己資本比率も参照する。

金融機関系列の保証会社においては、つながりの強い母体金融機関からの資本を中心としたサポートの可能性を見込める場合はその点を格付に織り込む。サポートの可能性については、母体金融機関にとっての重要性や関与の度合い、サポートの意思や能力などをもとに判断する。

また、リスク対比でみた資本の余裕度を確認する。ストレスシナリオに基づいた信用リスクなどのリスクを、自己資本や将来の利益などでどの程度カバーできるか評価する。リスクの大きさについては、有担保ローンと無担保ローンで回収可能性が大きく異なる点、有担保の中でもLTVの高低などにより回収可能性が異なることがある点などにも留意する。

#### (重視する指標)

- 保証残高と引当金を含めた自己資本比率
- 自己資本

### (4) 流動性

保証業務では、保証料を一括で前受けすることが多いため、借り入れの必要性は低く、潤沢に現預金を保有していることが一般的である。代位弁済や繰り上げ返済の集中などに対応可能な流動性を確保しているかを判断する。運用資産については、換金性の高い資産を中心に、流動性が高い状態にあるかを確認する。

### (5) リスク管理態勢

保証会社の抱える信用リスク、市場リスク、オペレーショナルリスクなどの管理状況を、手法や前提を含めて確認する。経営陣のリスクテイクに対する考え方と経営計画や資本政策とのバランスの評価も重要である。リスク管理がいかにも優れていても、信用力の評価にはプラス要因となりにくい一方、リスク管理態勢に改善の余地が大きいとみられる場合はマイナス要因になり得る。

以 上

◆留意事項

本文書に記載された情報には、人為的、機械的、またはその他の事由による誤りが存在する可能性があります。したがって、JCRは、明示的であると黙示的であるとを問わず、当該情報の正確性、結果、的確性、適時性、完全性、市場性、特定の目的への適合性について、一切表明保証するものではなく、また、JCRは、当該情報の誤り、遺漏、または当該情報を使用した結果について、一切責任を負いません。JCRは、いかなる状況においても、当該情報のあらゆる使用から生じうる、機会損失、金銭的損失を含むあらゆる種類の、特別損害、間接損害、付随的損害、派生的損害について、契約責任、不法行為責任、無過失責任その他責任原因のいかんを問わず、また、当該損害が予見可能であると予見不可能であるとを問わず、一切責任を負いません。また、当該情報はJCRの意見の表明であって、事実の表明ではなく、信用リスクの判断や個別の債券、コマーシャルペーパー等の購入、売却、保有の意思決定に関して何らの推奨をするものでもありません。本文書に係る一切の権利は、JCRが保有しています。本文書の一部または全部を問わず、JCRに無断で複製、翻案、改変等を行うことは禁じられています。

**株式会社 日本格付研究所**

Japan Credit Rating Agency, Ltd.

信用格付業者 金融庁長官（格付）第1号

〒104-0061 東京都中央区銀座 5-15-8 時事通信ビル